

相続の基礎知識 相続のこと、どのくらい知っていますか。
相続について知っておきたい知識や情報をご紹介します。

■ 法定相続人の範囲

法定相続人の範囲について知っておきましょう。

- 配偶者 → 必ず相続人になる
- 血 族 → 優先順位が高い人が相続人になる

被相続人の配偶者はどのような場合においても法定相続人になります。

では、優先順位が高い血族とは

優先順位	血族の種類
第 1 順位	子または代襲相続人
第 2 順位	両親などの直系尊属
第 3 順位	兄弟姉妹または代襲相続人

第 1 順位は子

代襲相続とは…例えば、山田太郎（82歳）さんには、妻（78歳）と長男（45歳）、次男（41歳）がいますが、長男が孫を遺して亡くなってしまいました。その後、太郎さんが亡くなり、太郎さんの遺産の相続人は配偶者である妻、子である次男、そして亡くなった長男の子（太郎さんの孫）となります。法定相続人である長男が亡くなっていた場合は、代わりに孫が相続することができます。これを「代襲相続（だいしゅうそうぞく）」といいます。

第 2 順位は親、第 3 順位は兄弟姉妹

故人に子や孫がおらず、親がいる場合、親が法定相続人になります。なお、配偶者と親がいる場合は、配偶者と親が法定相続人になります。

また、故人に配偶者、子や孫がおらず、親が亡くなっている場合、兄弟姉妹が法定相続人になります。兄弟姉妹が既に亡くなっている場合は、兄弟姉妹の子（甥・姪）が法定相続人になります。甥や姪が亡くなっている場合は甥や姪の子は法定相続人にはなりません。第 3 順位の代襲相続は 1 代限りなので注意が必要です。

介護を含むシニアライフのお悩みは
ヘルプラインにご相談ください

☎0570-080-027

受付時間：平日 9 時 - 18 時
土曜日 9 時 - 17 時